

個人情報の取扱いに関する規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構を構成する認定者の個人情報の保護に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 日本磁気共鳴専門技術者の意思を尊重し、かつ磁気共鳴(MR)検査に従事する技術者のための育成・教育ならびにMR検査技術の質の向上と維持に寄与するために、その利用目的を「定款第3条の目的と第5条の事業」に特定する。

第2章 細則

(個人情報の取得)

第3条 適正な手段により個人情報を取得する。

第4条 個人情報を取得する際には、その利用目的を通知または公表する。

(個人情報の更新)

第5条 利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保する。

(個人情報の保護)

第6条 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

第7条 関係者や委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

第8条 本人の同意を得ないで個人データを原則として第三者に提供しない。

(個人情報の開示)

第9条 保有個人データの利用目的、開示などに必要な手続などについて公表する。

第10条 MR検査技術向上ならびにMR専門技術者の育成に寄与するために、構成団体に必要な情報を開示する。

第11条 社会にアピールし認知を受けるために、機構のホームページに日本磁気共鳴専門技術者名と所属施設名を開示する。

(認定申請の不受理)

第12条 開示を承諾できない場合は、認定申請を受け付けない。

付則

1. この規定は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構理事会の議決によって改定できる。

2. この規定は、平成18年4月1日から適用する。

[2006年4月1日制定]

[2012年3月9日改定]